

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

瀬戸内町長 鎌田 愛人

市町村名 (市町村コード)	瀬戸内町 (46525)	
地域名 (地域内農業集落名)	与路地区 (与路)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月12日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域は奄美大島最南端に位置し、面積9.35km、周囲18kmの小さな島であり、離島の中の離島である。30haの耕地は比較的島としては恵まれているものの、農地の半数が荒廃農地となっている。与路集落ではこれまで蘇鉄生産や畜産経営が主流として行われてきたが、高齢化や担い手不足等により農家数は年々減少しており、現在、経営農家としては、2戸の畜産農家のみである。荒廃農地の増加が著しく、農地の維持や継承が困難な状況にある。高齢化率も著しく高い状況にあり、担い手不足が懸念されている。現在、1戸の認定農業者が地域の農業を牽引している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在、畜産経営と小規模な自給野菜の栽培が行われており、利用されている農地の殆どは飼料作物となっている。物価高騰や子牛セリ価格の下落等を背景に畜産経営は厳しさを増していることから、購入飼料の代替として、自家飼料作物の選定、作付け拡大による農地の維持を図る必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	16.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	10.8 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手の経営意向を踏まえ、農地中間管理機構による集積・集約化を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
当地域の農地については、所有者の意向を踏まえた上で農地中間管理機構に貸し付けし、その農地を担い手に集積・集約していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
当地域の全集落で小規模基盤整備(暗渠排水、漏水、用排水路の改善、区画形状の改善、雑木繁茂の解消等)が必要
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・新規就農者・多様な担い手の確保・育成を図るため、関係機関により構成する「瀬戸内町担い手・新規就農者育成支援チーム」の連携を密にし支援体制の強化に努める。 ・農地を次の世代に引き継げるよう、話し合いの場を定期的に持ち、地域内の新規就農者・後継者・U・Iターン者などの担い手等の情報共有を図る。 ・農業用機械や施設等の導入、更新の際には補助事業等を活用するとともに、機械の共同利用なども積極的に検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
当地域には農業支援サービス事業者が不在。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①当地区は中山間地域であることから、イノシシやカラスなどの鳥獣による農作物被害が深刻である。特にイノシシについては、侵入防止柵の整備を図るとともに、農業者による狩猟免許の取得促進や箱ワナ等による捕獲活動、地域住民による鳥獣を寄せ付けない取組みの実践を図る。
- ⑦多面的機能支払交付金事業の継続による適正な農用地の維持管理を図る。